

兵庫県公報

令和8年10月20日 火曜日 第764号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定（災害対策課）	1
○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく指定地方公共機関の指定（同）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）	4
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産漁港課）	4
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	4
○ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づくツキノワグマの狩猟禁止の制限的解除（自然鳥獣共生課）	4
○ 平成2年兵庫県告示第235号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部改正（砂防課）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5

公 告

○ 特約業者の指定の取消し（税務課）	6
--------------------	---

告 示

兵庫県告示第1076号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第2項の規定による指定地方公共機関として次の法人を指定し、令和7年兵庫県告示第193号は、廃止する。

令和8年10月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

一般社団法人兵庫県LPガス協会
株式会社淡路ジェノバライン
ジャンボフェリー株式会社
株式会社家島ライナー
沼島汽船株式会社
坊勢輝汽船株式会社
淡路交通株式会社
山陽バス株式会社
神姫バス株式会社
全但バス株式会社
一般社団法人兵庫県トラック協会
但馬空港ターミナル株式会社
日本エア通勤株式会社
WILLER TRAINS株式会社
北近畿タンゴ鉄道株式会社
神戸新交通株式会社
神戸高速鉄道株式会社
株式会社こうべ未来都市機構
神戸電鉄株式会社
山陽電気鉄道株式会社
智頭急行株式会社

荒原土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	澤 田 仁 克	豊岡市香住908番地の 1
同	村 尾 良 則	同 市長谷409番地
同	長谷川 豊	同 市長谷1096番地
同	田 中 昇	同 市香住530番地
同	太 田 克 己	同 市香住1166番地の 1
同	美 藤 博 之	同 市長谷488番地
同	山 下 護	同 市香住836番地
同	美 藤 晴 仁	同 市長谷830番地の 3
監 事	瀬 尾 一 夫	同 市香住614番地
同	村 尾 和 敏	同 市長谷921番地
同	小 西 貢	同 市香住808番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	村 尾 良 則	豊岡市長谷409番地
同	山 下 護	同 市香住836番地
同	長谷川 豊	同 市長谷1096番地
同	谷 口 操	同 市香住823番地の 4
同	美 藤 博 之	同 市長谷488番地
同	澤 田 尚 之	同 市香住818番地
同	美 藤 晴 仁	同 市長谷830番地の 3
同	岡 雅 之	同 市香住651番地
監 事	澤 田 仁 克	同 市香住908番地の 1
同	村 尾 和 敏	同 市長谷921番地
同	小 西 貢	同 市香住808番地



兵庫県告示第1079号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和 8 年10月20日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

青垣土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	足 立 稔	丹波市青垣町山垣1854番地 2
同	足 立 盛 雄	同 市青垣町山垣1824番地13
同	小 島 直 也	同 市青垣町中佐治887番地
同	足 立 弘 行	同 市青垣町沢野667番地
同	壇 正 弘	同 市青垣町稲土292番地
同	足 立 憲 悟	同 市青垣町桧倉293番地
同	谷 口 勝 己	同 市青垣町文室97番地
同	足 立 康 之	同 市青垣町惣持420番地
監 事	山 中 正 彦	同 市青垣町遠阪1551番地 2
同	足 立 一 成	同 市青垣町文室129番地 4
同	北 野 顕 士	同 市青垣町文室43番地 2

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
-------	-----	-----

理 事	垣 内 和 典	丹波市青垣町遠阪421番地
同	足 立 哲 士	同 市青垣町山垣912番地
同	小 島 直 也	同 市青垣町中佐治887番地
同	足 立 亮	同 市青垣町沢野734番地
同	壇 正 弘	同 市青垣町稲土292番地
同	足 立 渡	同 市青垣町桧倉81番地 2
同	谷 口 勝 己	同 市青垣町文室97番地
同	安 達 謙 藏	同 市青垣町小稗427番地
同	中 瀬 富美代	同 市青垣町山垣1170番地
監 事	足 立 聡 樹	同 市青垣町山垣1172番地 7
同	足 立 敏 幸	同 市青垣町稲土1180番地
同	足 立 博	同 市青垣町中佐治1044番地 1

兵庫県告示第1080号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第3項の規定により、次の市から換地処分を行った旨の届出があった。

令和8年10月20日

兵庫縣知事 齋藤元彦

市の名称	地 区 名
加西市	東高室地区

兵庫県告示第1081号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、令和4年兵庫県告示第1186号（付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、令和8年11月7日限りで消滅する。

令和8年10月20日

兵庫縣知事 齋藤元彦

浜坂町 加入区

兵庫県告示第1082号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、令和8年11月8日から発生する。

令和8年10月20日

兵庫縣知事 齋藤元彦

浜坂町 加入区

兵庫県告示第1083号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第12条第2項の規定に基づき、次のとおりツキノワグマの狩猟禁止の制限付きの解除を行う。

令和8年10月20日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 ツキノワグマの狩猟禁止の制限付きの解除を行う区域

兵庫県豊岡市の円山川港大橋と円山川右岸の河川区域境界を起点として、同所から同河川の河川区域境界

を南進して朝来市国道312号内尾谷橋との交点に至り、同所から同国道を南進して朝来市国道312号新盛明橋と市川の交点に至り、同所から市川左岸河川区域境界を南進して姫路市の市川河口部との交点に至り、同所から海岸線を東進して兵庫県と大阪府の府県境に至り、同所から同府県境を北進し、兵庫県、京都府及び大阪府の境界点に至り、同所から兵庫県と京都府の府県境を北進して日本海に至り、同所から海岸線を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

2 制限付きの解除を行う期間

令和8年11月15日から同年12月14日まで

3 その他

令和8年12月15日以降は兵庫県全域においてツキノワグマの狩猟を禁止する

兵庫県告示第1084号

平成2年兵庫県告示第235号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和8年10月20日

兵庫縣知事 齋藤元彦

急傾斜地崩壊危険区域の表沖浦の項中

「

竹ノ内	1の一部	9の一部	10の一部	11の1の一部
	11の2の一部	11の3の一部	11の4	11の5の一部

1

を

「

竹ノ内	1 番の一部、9 番の一部、10 番の一部、11 番 1 から11 番 3 までの各一部、11 番 4 から11 番 8 まで、11 番 9 の一部
-----	--

1

に改める。

兵庫県告示第1085号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和8年10月20日から供用を開始する。

その関係図面は、令和8年10月20日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年10月20日

兵庫縣知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 三木穴栗線	三木市大村字寺カイチ720番から 同市大村字寺カイチ724番2まで	旧	8.0から 8.0まで	61.0	
		新	8.0から 11.0まで	61.0	

公 告

特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和 8 年10月20日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
阪鶴工機 株式会社	丹波篠山市細工所28	令和 8 年10月 1 日